

五木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 942	千円 4,976,250	千円 196,564	千円 368,009	% 7.3	% 11.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

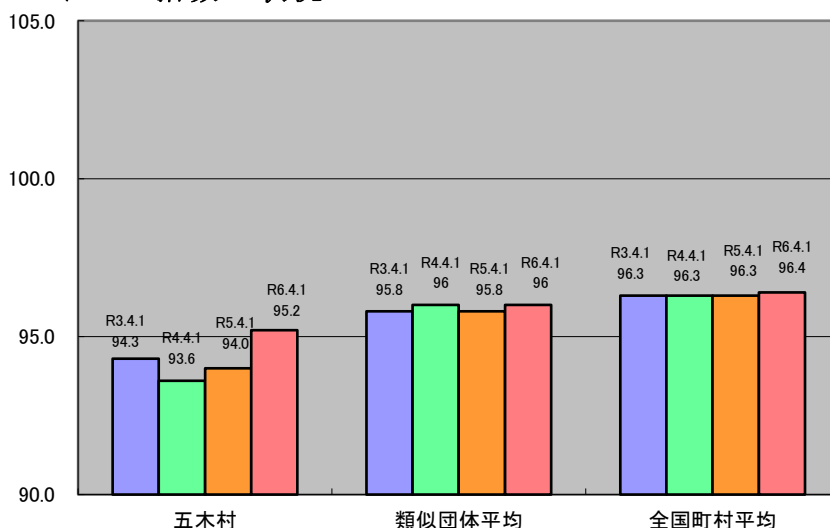
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 44	千円 156,777	千円 39,157	千円 62,698	千円 258,632	千円 5,878	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況(人事委員会を設置していないため一部記載なし)

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.6

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）0%

（実施時期）

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
五木村の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

該当なし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五木村	41.8 歳	304,700 円	338,500 円	326,930 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.0 歳	299,781 円	343,406 円	328,800 円

②技能労務職

該当なし

③教育職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		五 木 村	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	263,600 円	— 円	381,700 円	384,200 円
	高 校 卒	237,200 円	308,800 円	361,300 円	378,300 円

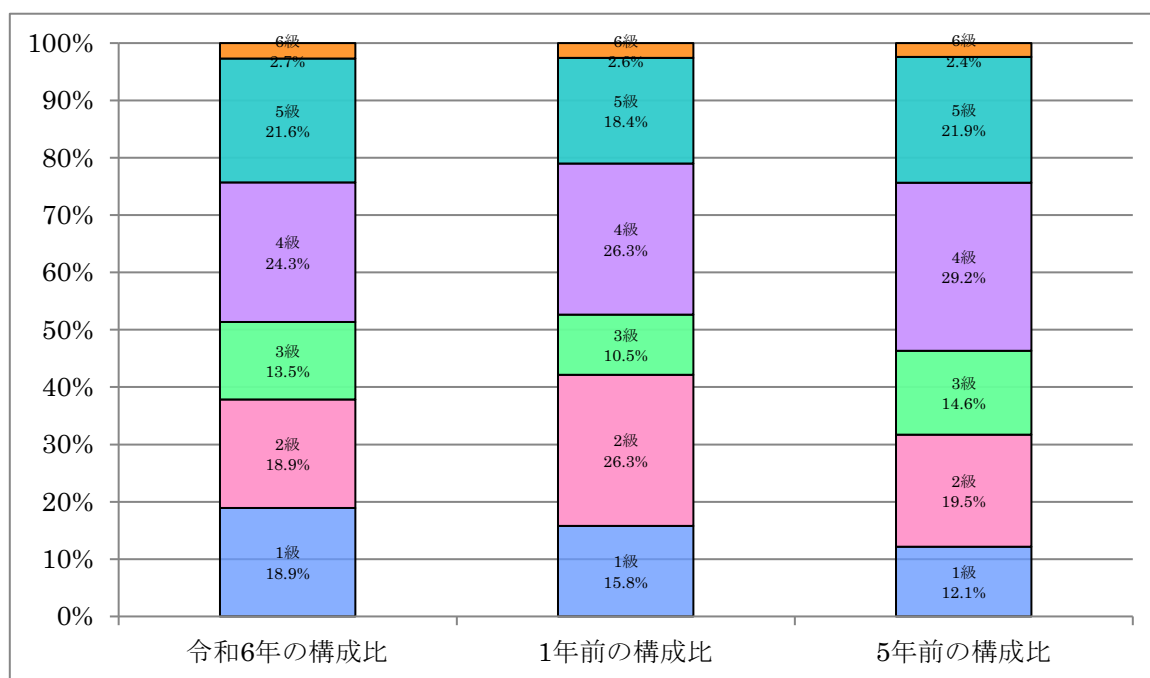
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	人 7	18.9%	162,100 円	249,400 円
2 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 7	18.9%	208,000 円	305,200 円
3 級	係長、主査の職務	人 5	13.5%	240,900 円	351,000 円
4 級	係長、主幹の職務	人 9	24.3%	271,600 円	382,000 円
5 級	会計管理者の職務 課長の職務（6級を除く） 課長補佐の職務	人 8	21.6%	295,400 円	394,000 円
6 級	総務課長の職務及び 総務課長の職務の経験者	人 1	2.7%	323,100 円	411,300 円

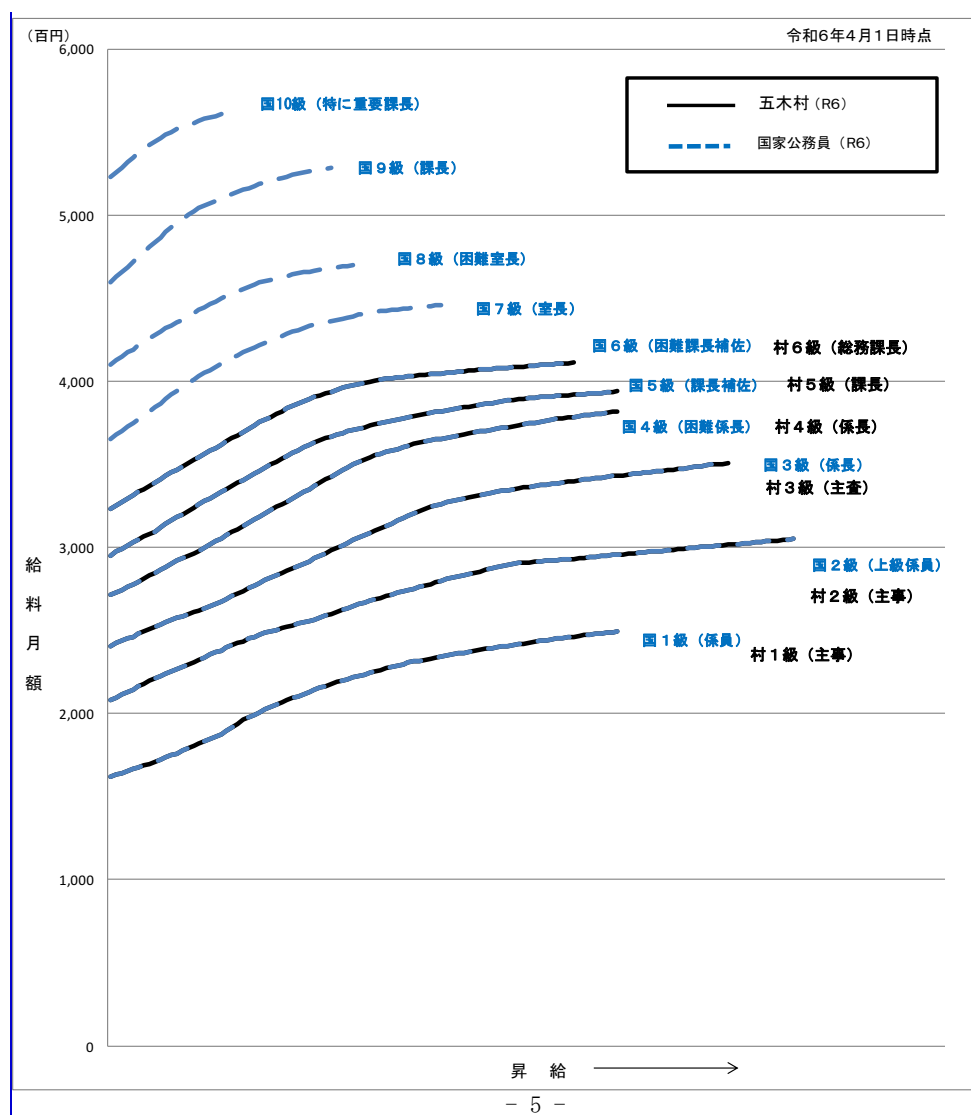
(注) 1 五木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（五木村）

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和 7 年度		令和 7 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 木 村		熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額（令和 5 年度）		1人当たり平均支給額（令和 5 年度）		—	
1,424 千円		1,778 千円			
（令和 5 年度支給割合）		（令和 5 年度支給割合）		（令和 5 年度支給割合）	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（五木村）

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和 7 年度		令和 7 年度	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

五 木 村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 なし）			定年前早期退職特例措置 （2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 593千円					

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）※支給なし

支 給 実 績（令和5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0 %	
手当の種類（手当数）			3種類（3手当）	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
手術手当	医師	手術	0 千円	手術料金の60/100
研究手当	医師	研究	0 千円	月額25万円
伝染病防疫手当	その職に従事した者	伝染病等物件の 処理作業	0 千円	日額400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	6,265 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	195 千円
支給実績（令和4年度決算）	7,576 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	244 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同じ	無	千円 3,835	円 225,588
住居手当	借家 家賃に応じて支給 (限度額28,000円)	同じ	無	千円 1,574	円 314,800
通勤手当	交通機関 運賃等相当額 自家用車 通勤距離区分に応じ て支給 (限度額55,000円)	同じ	無	千円 3,507	円 129,888
管理職手当	課長 20,000円 ※課長補佐については H31.4.1から廃止	同じ	無	千円 1,920	円 240,000

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	676,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 村 長	534,000 円	846,800 円／ 528,000 円
報 酬	議 長	284,000 円	400,000 円／ 203,000 円
	副 議 長	234,000 円	314,000 円／ 130,000 円
	議 員	213,000 円	290,000 円／ 109,000 円
期 末 手 当	村 長	(令和5年度支給割合)	
	副 村 長	2.45 月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)	
	副 議 長	2.45 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)
	副 村 長	在職期間1年につき500/100	13,520 千円
		在職期間1年につき290/100	6,194 千円
	備 考	(支給時期)	
		任期毎	
		任期毎	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

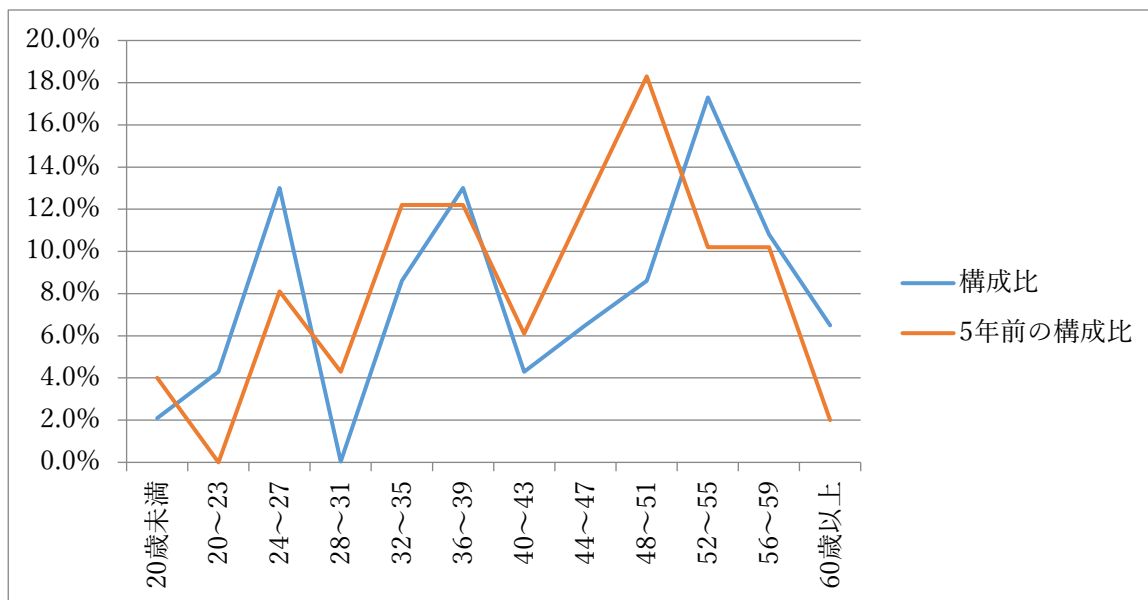
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			令 和5年	令 和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	増) 職員配置の見直し
		総 務	12	14	2	
		税 務	4	4	0	
		民 生	6	6	0	減) 職員配置の見直し
		衛 生	2	2	0	
		商 工	2	1	▲ 1	
		農 林	5	5	0	減) 職員配置の見直し
		土 木	7	5	▲ 2	
		計	39	38	▲ 1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 403.39人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 204.97人)
	教 育 部 門		5	5	0	
消 防 部 門		0	0	0		
小 計		44	43	0	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 456.47人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 241.46人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	簡 易 水 道		1	1	0	
	国 道 保 護		1	1	0	
	介 護		1	1	0	
	小 計		3	3	0	
合 計			47 [53]	46 [53]	0 [0]	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 488.32人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	6人	2人	4人	6人	2人	3人	4人	8人	5人	3人	46人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	平成 31 令和元年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政	38	39	38	37	38	41	▲3(▲7.3%)
教育	5	5	6	5	5	5	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	43	44	44	42	43	46	▲3(▲6.5%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0(0%)
総合計	46	47	47	45	46	49	▲3(▲6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法の全部適用企業でないため記載なし。